

仕様書

1 目的

県立高等学校総合寄宿舍畝傍寮は、交通条件に恵まれない山間地に住所を有する等通学に困難な事情のある高等学校の生徒に対し、宿泊の便宜を供するとともに、秩序ある共同生活を通じて、健全な心身の育成を図るため、昭和51年（築約47年）に建設されている。寮生が暮らす寮室内装は竣工時以降、改修等が施されておらず、老朽化が進んでいる。寮生の健康的で快適な生活環境を確保するため、寮室環境の改善を実施する。

2 工事名

県立高等学校総合寄宿舍畝傍寮 寮室等環境改善工事

3 工事場所

県立高等学校総合寄宿舍畝傍寮 （櫃原市御坊町2）

4 契約期間

契約日の翌日から令和7年3月27日（木）までの間とする。

5 工事期間

令和7年2月3日（月）（工事開始予定日）から令和7年3月21日（金）（予定）

なお、工事期間中も寮内にて生徒は生活するため、寮室確保を目的とし、次の区域ごとに施工すること。

- ・ I 区域（1 階：1 0 2 号室、1 0 3 号室、1 0 4 号室、1 0 5 号室、1 0 6 号室）
- ・ II 区域（2 階：2 0 1 号室、2 0 2 号室、2 0 3 号室、2 0 4 号室、2 0 5 号室）
- ・ III 区域（2 階：2 0 6 号室、2 0 7 号室、2 0 8 号室、2 0 9 号室、2 1 0 号室）
- ・ IV 区域（3 階：3 0 1 号室、3 0 2 号室、3 0 3 号室、3 0 4 号室、3 0 5 号室）
- ・ V 区域（3 階：3 0 6 号室、3 0 7 号室、3 0 8 号室、3 0 9 号室、3 1 0 号室）

また、業務実施日は、事前に発注者及び施設管理者と打合せするとともに、発注者に報告すること。

6 工事内容

県立高等学校総合寄宿舍畝傍寮 1 階寮室（5 室）、2 階寮室（10 室）、3 階寮室（10 室）、計 2 5 室の内装改修にかかる以下の工事

- (1) 仮設工事
- (2) 張替工事
- (3) 塗装工事
- (4) 室内備品の新調
- (5) 既存備品等の廃棄

7 改修条件

別紙1「仕上表」及び下記事項を満たすこと。

- (1) 仮設工事について
 - 既存シートの撤去等で発生する塵埃の拡散防止に努めること。
- (2) 張替工事について
 - ア 寮室床シートを張り替えること。
 - イ 接着剤は、J I Sマーク表示又はホルムアルデヒド発散等級の国土交通省大臣認定を受けたものであること（F☆☆☆☆マーク表示品とする）。
 - ウ 実施前に発注者と使用する材料の仕様及び色の確認をし、発注者の承認を得てから実施すること。
- (3) 塗装工事について
 - ア 壁、巾木、天井、カーテンボックス等の塗装に使用する材料はJ I S適合品、もしくは建築基準法に基づき指定又は認定を受けたものとする。
 - イ 扉に貼付するシートはビニルクロス（AA級・不燃性）を使用すること。
 - ウ 実施前に発注者と材料の仕様及び色、塗装箇所の確認をし、発注者の承認を得てから実施すること。
 - エ 塗装時は塗装範囲外に色が付着しないよう養生してから実施し、色むら等がないよう綺麗に実施すること。なお、塗装面剥離及び下地補修を程度に応じて実施すること
- (4) 室内備品の新調
 - ア 室内の備品を新調すること。新調する備品の仕様・企画、数量は下表「新調備品一覧表」のとおりとする。同表には、仕様・規格を満たす参考製品を例示する。当該製品を指定するものではないが、同等品又は同等品以上のものとする。また、数量に指定する備品は同一種で納品すること。
 - イ 納品前に発注者と材料の仕様及び色の確認をし、発注者の承認を得てから設置すること。

【新調備品一覧表】

新調備品		
名称	規格	数量
木製ロフトベッド	<p>【大川ベッド工業製 ロフトベッドブレスド 1800】 W1060×D2050×H1800 ハシゴ位置付替え可能ハイタイプロフトベッド 内寸：幅 約 970×長 約 1960 空間高：1380 耐荷重 180kg スノコボトム：桐無垢板 フレーム：ひのき無垢板 塗料：ヒノキ材蜜ろう仕上げ</p>	25
マットレス	<p>【(株)グランツ カラーマットレス】 W900×D1950、t80 張り地：ポリエステル 100% 詰め物：ウレタンフォーム</p>	25
木製デスク	<p>【IBK-D100T】 W1000×D600×H700 引出付き：ライト・ダーク 天板：メラミン化粧板 表面材：ポリ合板 木口/テープ貼り</p>	25
ワゴン	<p>【IBK-W4550】 W450×D500×H550 引出 3 段付き 天板：メラミン化粧板 表面材：ポリ合板 木口/テープ貼り</p>	25
チェア	<p>【C02-B151CW】 肘付、キャスター付</p>	25
ロッカー（1人用）	<p>【NLK-L145E2DJ3】 W450×D515×H1792</p>	25
カーテン (ドレープ・レース)	<p>【川島織物セルコン】 W1900×H1250 (レールは流用) 防災素材のものとする。</p>	25

【】内の記載は参考品番、参考製品名称

(5) 既存備品等の廃棄

備品の新調に伴い入れ替える備品等について、適切に廃棄すること。

数量は下表「廃棄物品一覧表」を参考とすること。

【廃棄物品一覧表】

部屋	事務机	椅子	ベッド※		ロッカー	カーテン	備考
			A	B			
102	2	9	1		1	1	・ベッドは一段のみ ・廃材等その他不要品類あり
103	1	1	1		1	1	
104	2	2	1		1	1	
105	2	1	1		1	1	
106	3	0	1		1	1	・机はいずれも長机 ・廃材等その他不要品類あり
201	1	1	1		1	1	
202	2	1	1		1	1	
203	2	1	1		1	1	
204	1	1	1		1	1	
205	2	1	1		1	1	
206	1	2	1		1	1	・ベッドは一段のみ
207	2	1	1		1	1	
208	1	1	1		1	1	
209	1	1	1		1	1	
210	2	2	1		1	1	
301	1	1		1	1	1	
302	1	2		1	1	1	
303	0	1		1	1	1	
304	0	2		1	1	1	
305	1	2		1	1	1	
306	0	1		1	1	1	
307	0	2		1	1	1	
308	0	2		1	1	1	
309	1	1		1	1	1	
310	1	1		1	1	1	
計	30	40	15	10	25	25	

※…【A】2段ベッド 【B】システムベッド

8 特記事項

- (1) 本件の施工に当たっては、寮生活に支障がないよう、十分留意すること。
- (2) 工事開始前に工程表を提出し、監督員及び寮関係者と協議すること。
- (3) 工事写真は工事着工前、工事後隠ぺいとなる箇所、材料・器具搬入、その他主要な工事段階、完成後及び発注者の指示で計測等を実施した箇所を撮影すること。また、工事完了後は速やかに整理し提出すること。
- (4) 施工の際は、寮設備等を汚損しないようにシート掛け等の適切な養生の措置を行うこと。
- (5) 本件の施工により発生した廃棄物は受注者が責任を持って処分すること。
- (6) 塗料・接着剤等その他の当業務施工に必要な素材から発生するホルムアルデヒドを抑えること。
- (7) 工事中は、安全に万全を期すこと。万が一受注者側の不注意により発生した物損事故及び人身事故等は、すべて受注者側の責任とする。また、事故が発生した場合は、速やかに監督員に報告するとともに、適正な処置を講ずること。
- (8) 施工に当たって電気及び水を使用する際は、受注者側で発電機等を事前に用意し、作業を行うこと。

9 竣工検査及び成果品引き渡し

- ・各整備箇所の施工完了後、受注者及び発注者立会いのもと、工事の竣工検査を行うこと。
- ・竣工検査後、受注者は上記工事竣工検査報告書及び業務完了報告書（実績報告書）に加え、以下の書類を合わせて発注者に提出すること。提出書類は、発注者の承認を得ることとし、不備等の指摘を受けた場合は、これを修正すること。

【成果品一覧】

1. 工事工程表
2. 新調備品の説明書面
3. 完成写真
4. 工事写真
5. 完成検査写真
6. 撤去品のリサイクルまたは処分証明書（マニフェスト）及び係員が指示した報告書等を工事完了後1部提出し検査を受ける。
7. その他、本県が必要と認めた資料

【提出方法】

1. 製本1部（チューブファイル（A4、2穴））
2. 電子データ一式CD-R1枚

1 0 安全管理及び安全訓練等

(1) 本工事の施工に際し、現場に則した安全・訓練等について、下記の項目の安全・訓練等を実施するものとする。

- ①安全活動のビデオ等資格資料による安全教育
- ②作業内容等の周知徹底
- ③作業安全に関する法令等の周知徹底
- ④本作業における災害対策訓練
- ⑤本作業現場で予想される事故対策
- ⑥その他、安全・訓練として必要な事項

(2) 実施に先立ち作成する施工計画書に、本工事に内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、発注者に提出するものとする。工事着工前に施工体系図及び施工計画図の提出を求めます。

(3) 安全・訓練等の実施状況を作業報告に記録し、報告するものとする。

1 1 公契約条例に関する遵守事項

本工事を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

(1) 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。

(2) 本工事の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。

- ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。以下同じ。）の支払を行うこと。
- イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
- ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
- エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
- オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。

- (3) 本工事の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本工事の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

1 2 その他留意事項

- (1) 当該工事に関連する法令について遵守すること。
- (2) 受注者は工事を実施するにあたり、発注者と緊密に調整を図ることとし、工事を円滑に施工できるよう体制を整え、発注者の指示に従い工事を施工すること。
- (3) 本仕様書に記載されていないもの又は不測の事態への対応については、発注者と受注者が協議の上決定すること。

○ 仕上表

	室名		床	壁	巾木	天井	扉	カーテンボックス	備品
1階	居室 (5室)	既存	長尺シート	石膏ボード 表面塗装仕上げ(水性塗料使用)	石巾木 H=50 t=5 塗装仕上	ジプトーン貼			・木製ベッド ・木製机 ・椅子 ・スチールロッカー ・カーテン(ドレープ・レース)
		改修	長尺シート 下地:RC床ケレン、レベリング無し	軽パテ塗りのうえ塗替え (水性塗料使用)	塗替え	塗替え (水性塗料使用)	塩ビシート貼り	塗替え	【以下、新調】 ・木製ベッド ・木製机 ・椅子 ・スチールロッカー ・カーテン(ドレープ・レース)
2階	居室 (10室)	既存	長尺シート	石膏ボード 表面塗装仕上げ(水性塗料使用)	石巾木 H=50 t=5 塗装仕上	ジプトーン貼			・木製ベッド ・木製机 ・椅子 ・スチールロッカー ・カーテン(ドレープ・レース)
		改修	長尺シート 下地:RC床ケレン、レベリング無し	軽パテ塗りのうえ塗替え (水性塗料使用)	塗替え	塗替え (水性塗料使用)	塩ビシート貼り	塗替え	【以下、新調】 ・木製ベッド ・木製机 ・椅子 ・スチールロッカー ・カーテン(ドレープ・レース)
3階	居室 (10室)	既存	長尺シート	石膏ボード表面塗装仕上げ (水性塗料使用)	石巾木 H=50 t=5 塗装仕上	ジプトーン貼			・木製ベッド ・木製机 ・椅子 ・スチールロッカー ・カーテン(ドレープ・レース)
		改修	長尺シート 下地:RC床ケレン、レベリング無し	軽パテ塗りのうえ塗替え (水性塗料使用)	塗替え	塗替え (水性塗料使用)	塩ビシート貼り	塗替え	【以下、新調】 ・木製ベッド ・木製机 ・椅子 ・スチールロッカー ・カーテン(ドレープ・レース)

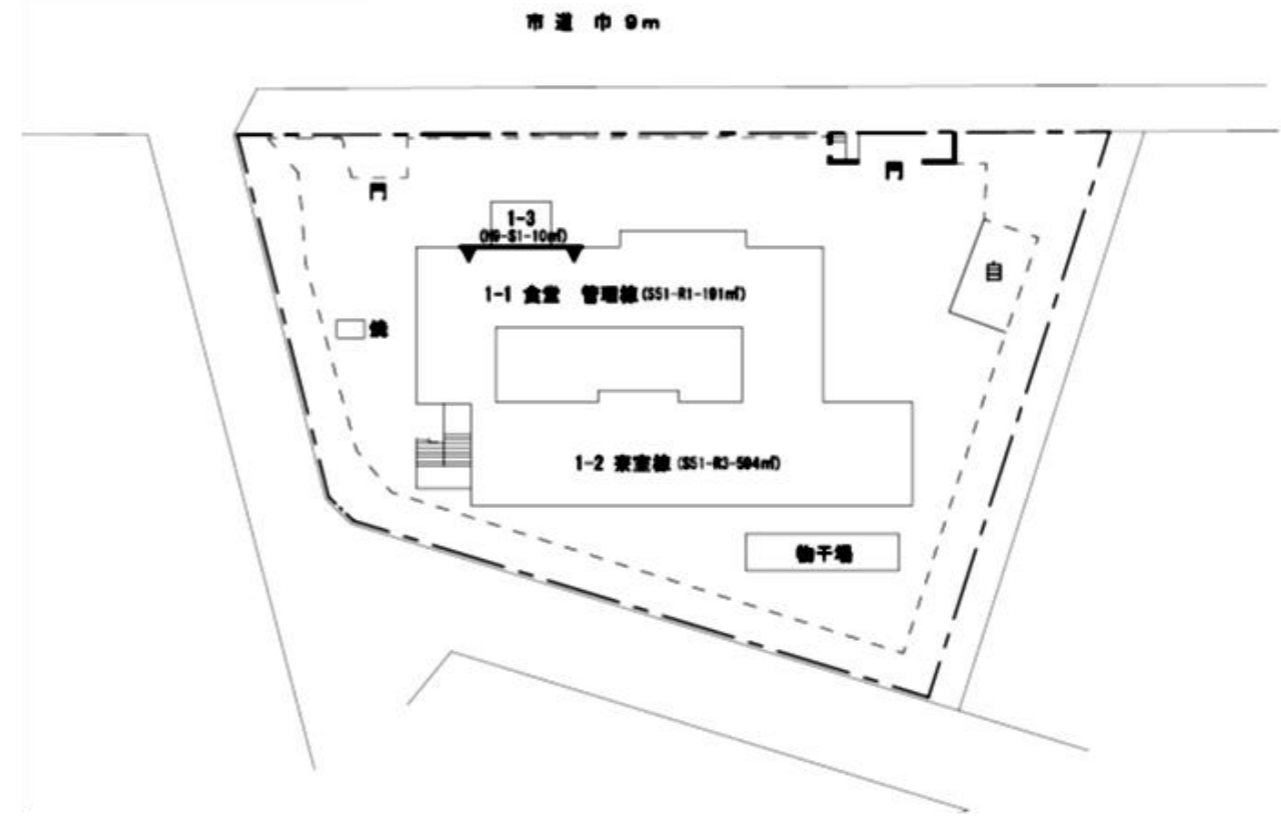
【備考：メーカー参考リスト】

- ・床長尺シート フロアリュームリッチ t=2 東レ同等品
- ・ビニルクロス AAクラス 不燃製 東レ製または同等品
- ・天井材 ジプトーン不燃 東レ同等品

◆ 位置図

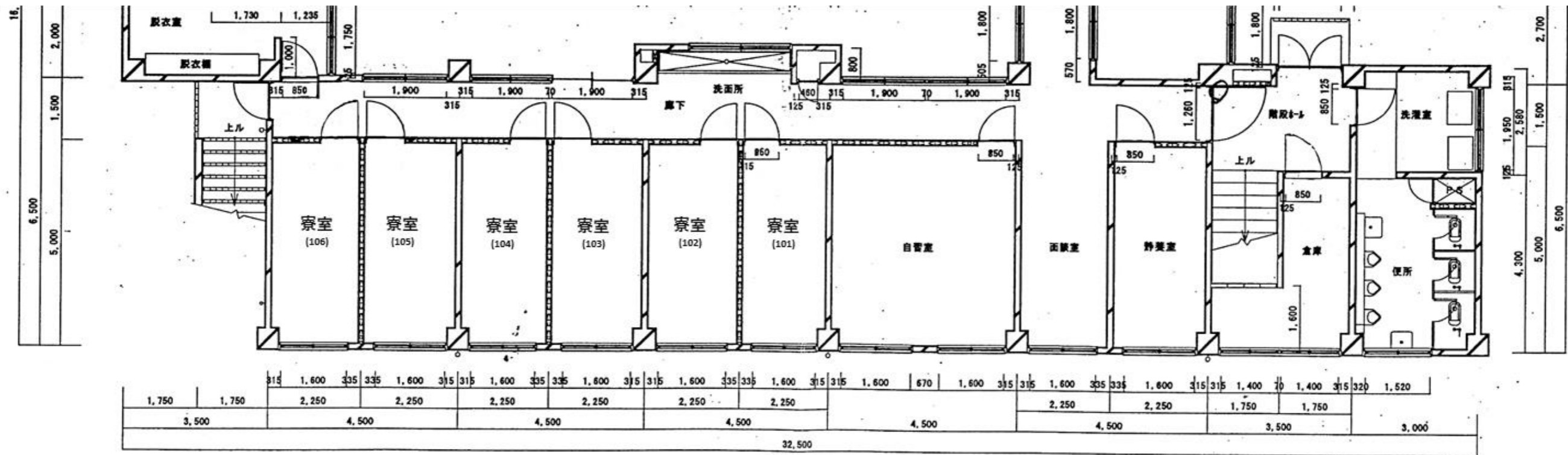


◆ 施設配置図



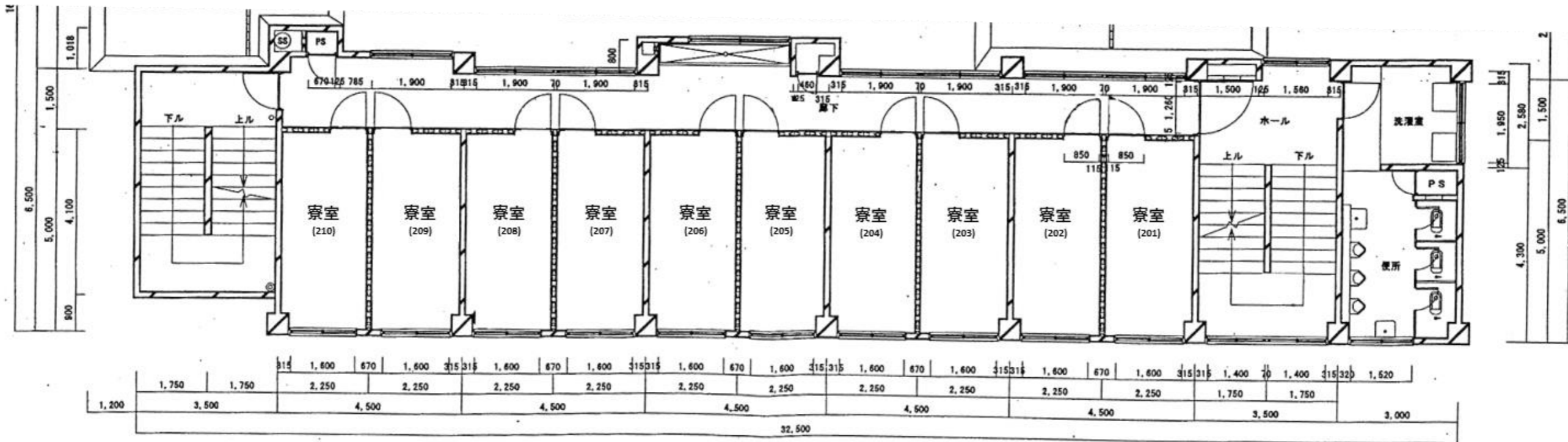
図面

◆ 総合寄宿舍畝傍寮 平面図

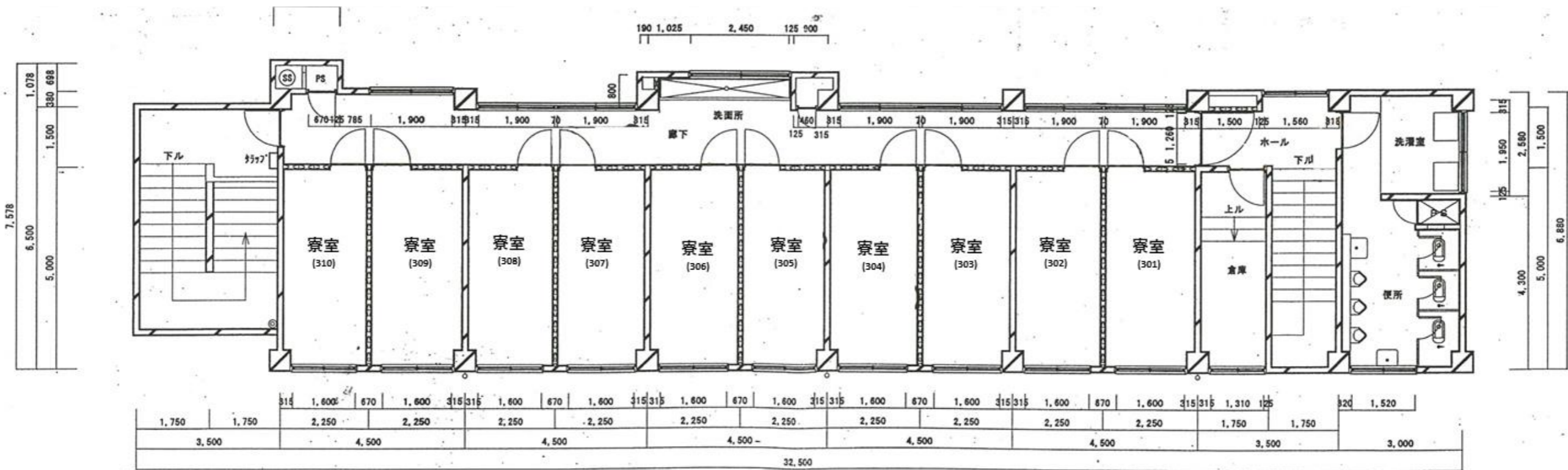


1階平面図 S=1:100

◆ 総合寄宿舍畝傍寮 平面図



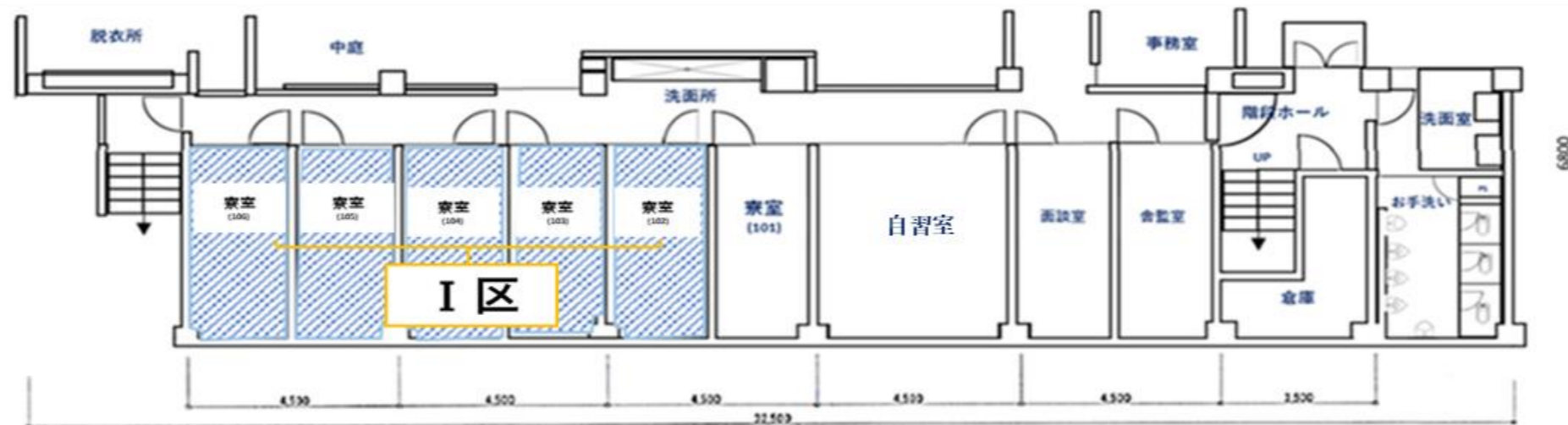
2階平面図 S=1:100



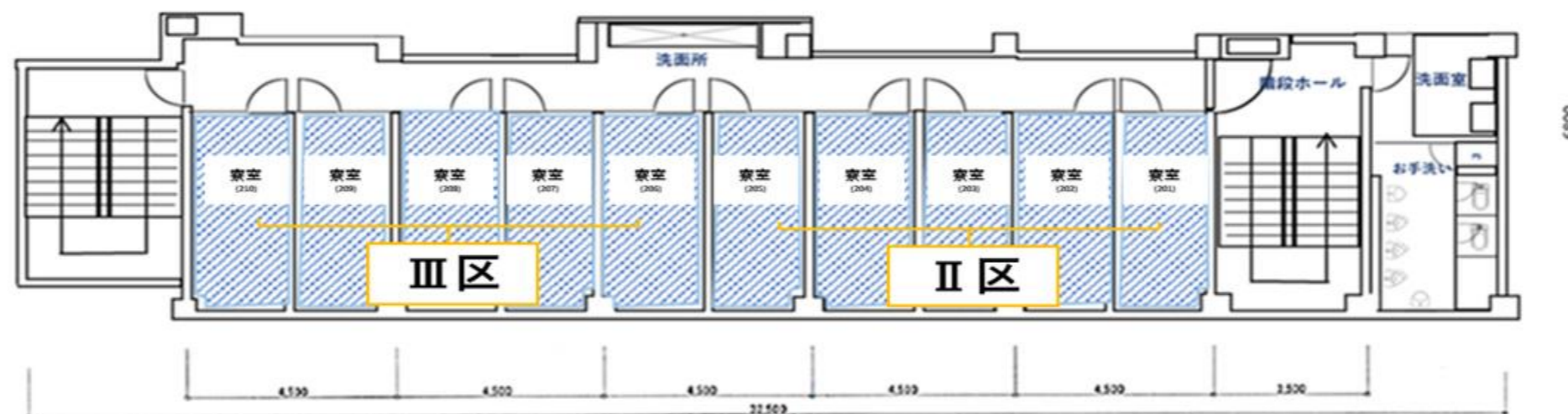
3階平面図 S=1:100

◆ 施工対象と区域

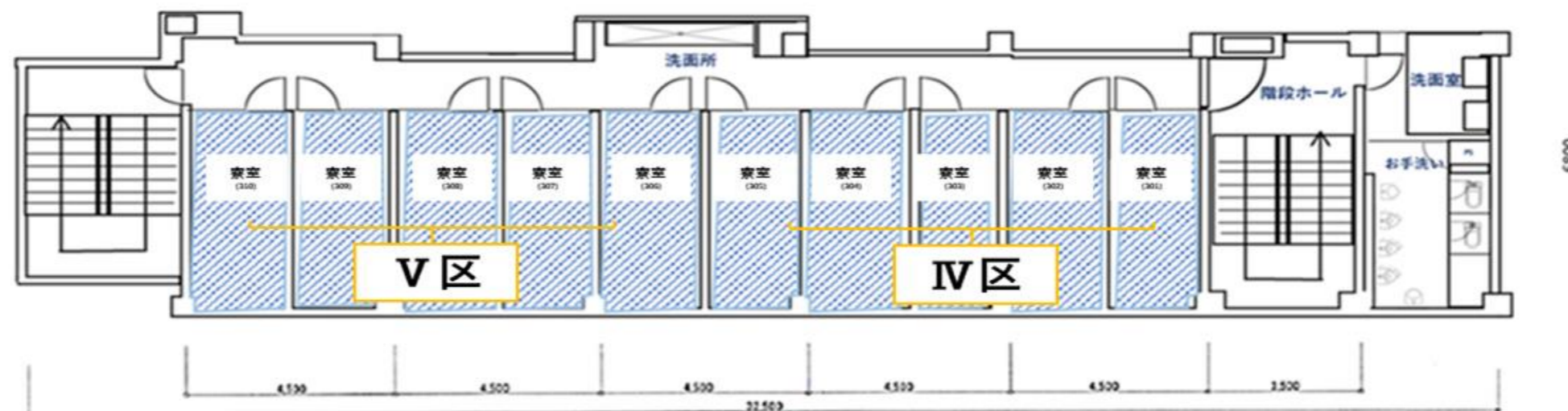
/// 施工対象



1階



2階



3階